

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十四年六月十二日から同年十月十二日までに奈良県産業・雇用振興部商業振興課に到着するよう提出してください。

平成二十四年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 チェリータウン桜井

所在地 桜井市大字上之庄二七八―一

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後十時

（変更後）開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時から午後十一時まで

（変更後）午前六時から午後十一時まで

三 届出年月日

平成二十四年五月三十一日

四 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

五 縦覧期間

平成二十四年六月十二日から同年十月十二日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで